

朝霞市議会告示第1号

朝霞市議会事務局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月13日

朝霞市議会議長 野本 一幸

朝霞市議会規程第1号

朝霞市議会事務局処務規程の一部を改正する規程

朝霞市議会事務局処務規程（昭和58年朝霞市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第3項並びに第5条第6項中「専門員」を「副主幹」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。